

日本ろう者バドミントン協会規約

第 1 章 名称及び事務局

(名 称)

第1条 本会は日本ろう者バドミントン協会（J B A D）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局は会長宅に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は全国のバドミントンを愛好する聴覚障害者の相互扶助のもとに団結し、会員の技術と知識などの向上を努めることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員同士の親睦。
- (2) 競技大会及び講習会等の開催。
- (3) バドミントン技術の向上、競技の指導、普及及び強化。
- (4) 海外大会遠征派遣への選手派遣。
- (5) 情報提供、意見交換を行い、相互理解を深める。
- (6) バドミントンに関する調査、研究資料の収集。
- (7) 日本ろう者スポーツ委員会との連携を緊密に図る。
- (8) その他本会の目的を達成する為に必要な事項。

第 3 章 登 録

(登 録)

第5条 本協会の登録は個人登録とする。

(参 加)

第6条 本協会に登録しなければ本協会の主催する大会に参加することはできない。

(更 新)

第7条 本協会の登録は毎年これを更新するものとする。

- 2 登録規程は別に定める。

第 4 章 役 員

(役 員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長を1名にする。ただし、他の役職との兼務は可能とする。
- (2) 副会長を1名にする。ただし、他の役職との兼務は可能とする。
- (3) 総務部長を1名にする。ただし、他の役職との兼務は可能とする。

- (4) 総務部を若干名にする。ただし、他の役職との兼務は可能とする。
- (5) 強化部長を1名にする。ただし、他の役職との兼務は可能とする。
- (6) 強化部副部長を1名にする。ただし、他の役職との兼務は可能とする。
- (7) 強化部を若干名にする。ただし、他の役職との兼務は可能とする。
- (8) 審判部長を1名にする。ただし、他の役職との兼務は可能とする。
- (9) 審判部副部長を1名にする。ただし、他の役職との兼務は可能とする。
- (10) 審判部を若干名にする。ただし、他の役職との兼務は可能とする。

(審判部は日本バドミントン協会公認審判員資格取得者条件)

- (11) 広報部を若干名にする。ただし、他の役職との兼務は可能とする。
- (12) 会計部長を1名にする。ただし、他の役職との兼務は可能とする。
- (13) 会計部を若干名にする。ただし、他の役職との兼務は可能とする。
- (14) 監事を若干名にする。

(役員選任)

第9条 本会の役員は、総会において会員の中から選出する。

- (1) 会長は、総会において会員の中から選出し、総会で承認を得るものとする。
- (2) 副会長は、総会において会員の中から会長が指名し、総会で承認を得るものとする。
- (3) 会長は、会員の中から若干名の役員を指名し、総会で報告する。
- (4) 監事は、総会において会員の中から選出し、総会で承認を得るものとする。
- (5) 名誉会長及び顧問は、会長が推薦し、総会で決定する。
- (6) 役員に欠員が生じた場合は、役員会において補充役員を選出し、次の総会で承認を求める。

但し、選出しないこともできる。

(役員職務)

第10条

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故などあって職務が出来ない場合、その職務を代理する。
- (3) 総務部は規約の改廃、規程等の立案及び改廃、予算、決算、総務部の事務補助、大会当日の事務局、協会機関紙等、報道機関等との連絡調整などを執り行う。
- (4) 強化部は指導、強化に関する規程等の立案及び改廃、講習会の開催、強化合宿の開催、講師(審判関係を除く。)派遣、ランキング及びランク分け、その他指導、強化などを執り行う。
- (5) 審判部は競技審判に関する規程等の立案及び改廃、大会の競技要綱、大会の組み合わせ、大会当日の競技審判、審判講習会の開催、その他競技審判などを執り行う。
- (6) ホームページ管理は協会ホームページの作成、メール管理などを執り行う。
- (7) 監事は本会の会計及び職務の運営状況を監査する。

(役員任期)

第11条

- (1) 役員の任期は4年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 役員を辞任する場合は会長の承認を得る。
- (3) 役員に欠員を生じた場合は、すみやかにこれを補充し、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 5 章 会 議

(会議の種類)

第 12 条 会議は総会及び役員とし、総会は定期総会と臨時総会と三役会の 3 種とする。

(会議の構成)

第 13 条

- (1) 総会は第 5 条の会員をもつて構成する。
- (2) 役員会は第 10 条の役員をもつて構成する。
- (3) 三役会は、会長・副会長・総務部長で構成する。

(会議の開催)

第 14 条

- (1) 総会は年度内に 1 回開催する。
- (2) 臨時総会は、役員会が認めたとき、または会員総数の 3 分の 1 以上から開催の要求があった場合、開催する。
- (3) 役員会は、随時開催する。
- (4) 三役会は、随時開催する。

(会議の招集)

第 15 条

- (1) 定期総会は年に 1 回開催し、会長が召集する。
- (2) 役員会は必要に応じて、会長が召集する。
- (3) 三役会は必要に応じて、会長が召集する。

(定足数)

第 16 条 総会及び役員会はその構成員の過半数の出席（委任も含む）がなければ開会する事がない。

第 6 章 会 計

(会計年度)

第 17 条 本協会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日をもって終了する。

(経 費)

第 18 条 本協会の経費は、会費、交付金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計報告)

第 19 条 会長は、会計年度終了後に会計報告書を作成し、監事の意見を付し、総会の承認を受けなければならない。

第 7 章 旅 費

(旅 費)

第 20 条 本協会の会務を執行するために必要な旅行等に対しては旅費を支給する。

- 2 旅費規程は別に定める。

第 8 章 個人情報保護

(個人情報の保護)

第 21 条 本協会の役員及び会員は、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守すること。

第 9 章 倫理規定

(倫理規程)

第 22 条 本協会に役員及び会員の倫理に関する基本的事項を倫理規程として定める。

2 倫理規程は別に定める。

第 10 章 仲裁申立時の自動受託条項

(仲裁申立時の自動受託条項)

第 23 条 競技における本協会の決定に対する不服申立は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるより解決されるものとする。

第 11 章 規約の変更

(規約の変更)

第 24 条 この規約の施行について必要な事項は、この規約で定めたものを除いて、役員会の議決を経て会長が定める。

(附 則) 本会の規約は平成 14 年 9 月 15 日より施行する。
本規約の一部を改正し、平成 24 年 10 月 1 日より施行する。
本規約の一部を改正し、平成 26 年 5 月 3 日より施行する。
本規約の一部を改正し、平成 27 年 5 月 3 日より施行する。
本規約の一部を改正し、平成 28 年 5 月 4 日より施行する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

代表者 日本ろう者バドミントン協会

会 長 中 西 潤

埼玉県熊谷市拾六間 1066-2 アリエス B 202